

市・県民税の申告はお済みですか

申告結果は、国民健康保険税や介護保険料などの算定のほか、高額療養費など各種給付の判定の基礎となります。また、税証明書の発行や各種手続きにも影響がありますので、申告は必ず行いましょう。令和5年1月から12月までに収入がなかった人も、申告が必要です。なお、所得税の確定申告は税務署でお願いします。

■所得証明書などの発行

令和6年度（令和5年分）の所得証明書などの発行は、6月上旬を予定しています。

■申告内容が反映される各種制度など

制度など	申告をしていない場合
国民健康保険	①国民健康保険税の軽減制度が適用されない ②高額療養費などの保険給付が正しく適用されない ③入院時食事代の一部減額が該当しない
国民年金	免除および納付猶予申請、学生納付特例の申請ができない
介護保険	①保険料が正しく算定されない ②高額介護サービス費などの保険給付が正しく適用されない ③施設入所時食事代や居住費の一部減額が該当しない
後期高齢者医療保険	保険料の軽減制度が適用されない
その他窓口サービス	所得証明・課税証明などが発行できない

軽自動車税（種別割）の減免申請

減免は毎年申請が必要です。今年度の申請期限は5月24日（金）です。

■対象となる車両

- ①その年の4月1日現在で、身体に障がいのある人、または知的障がい、精神障がいのある人が所有している車両。
- ②18歳未満で身体に障がいのある人、または知的障がい、精神障がいのある人を常時介護する人が所有する車両。
 - ①・②に共通する注意事項
 - ※運転する方が家族であっても減免を受けることができます。
 - ※減免を受けることができる車両は、普通自動車も含め1人につき1台です。
 - ※障がいの区分により、減免を受けられない場合があります。
- ③軽自動車の構造が、介護などに使用されると認められる車両。

■必要なもの

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のうち1点
- 納税通知書、運転免許証、車検証 など

農耕作業用車・小型特殊自動車のナンバープレート取得

農耕作業用車・小型特殊自動車を所有している人は、公道走行の有無にかかわらず、税務課窓口または各支所でナンバープレート取得の手続きが必要です。

■農耕作業用車

トラクター・コンバインなど

■小型特殊自動車

ホイールローダー・フォークリフト・乗用モア など

納税通知書発送時期と納期限

納税通知書の種別	納税通知書の発送時期	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
市・県民税	6月上旬		1期		2期		3期			4期	
固定資産税	5月上旬	1期		2期					3期		4期
軽自動車税	5月上旬	全期									
国民健康保険税	7月中旬			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限（口座振替日）		5月31日	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	2月28日

※期限内の納付をお願いします。万が一、災害や病気、失業などの特別な事情により、期限までに納付が困難な場合は、分割納付や納める時期を遅らせる対応のほか、事情に応じて税金を減らす制度もありますので、お早めにご相談ください。

市税に関するお知らせ

■課税に関すること 税務課 課税班 ☎ 30-0213 / 納税に関すること 税務課 収納管理室 ☎ 30-0215

納付方法

■納付書（eL-QR対応）

納付書裏面に記載の市内金融機関などのほか、全国の地方税統一QRコード（eL-QR）対応金融機関の窓口で納付できます。対応する金融機関や取り扱い開始時期の詳細は、[eLTAX・共通納税対応金融機関](#)をご確認ください。



■口座振替

納め忘れを防ぐ便利な納付方法です。金融機関の窓口またはインターネットで申し込みできます。詳細は、市ホームページの[口座振替の方法](#)についてをご確認ください。



■スマートフォンやパソコンで納付

納付書にあるバーコードを読み取り、スマートフォン決済アプリ（PayPay、LINE Pay、d払い、au Pay、支払秘書）で納付できます。各種アプリのダウンロードや納付方法についての詳細は、市ホームページの[納付方法](#)についてをご確認ください。



また、eL-QRが印刷された納付書を利用して、クレジットカードやインターネットバンキングなどで納付できます。事前登録や手数料が発生する場合があります。詳細は、[地方税お支払いサイト](#)をご確認ください。



※期限を過ぎた場合は、この方法で納付できませんので、ご注意ください。

市・県民税の年金からの特別徴収（年金天引き）

令和6年4月1日現在、65歳以上で、一定の要件に該当する人は、今年の10月支給分の年金から特別徴収されます。6月に送付する納税通知書でご確認ください。

固定資産税

納税通知書と課税明細書をご覧ください。次の3点についてご確認ください。不明な点は税務課課税班までお問い合わせください。

①土地の地目

- ・記載されている地目が現在の利用状況と異なっていないか。

②家屋の棟数（増築・減失）

- ・所有する家屋の棟数や内容が、正しく記載されているか。
- ※家屋の増築があった場合は、同一の家屋でも建築年ごとに記載されています。
- ※取り壊しなどにより、すでに存在しない家屋であっても、報告していない場合は記載されていることがありますので、お知らせください。

③所有者・納税義務者

- ・相続などで所有者や納税義務者に変更はないか。
- ※固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者ですが、所有者が死亡している場合は相続人などが納税義務者となりますので、お知らせください。

固定資産税の減免

次の要件のいずれかに該当する場合は、減免の対象となります。

※申請が必要です。

- ①生活保護受給者が所有する固定資産、または収入や資産の状況が生活保護基準以下の世帯の人が所有する自己の居住用固定資産。
- ②災害や火災などにより著しく価値を減じた固定資産。
- ③公益のために直接占有する固定資産。